

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額にかかる規定を加えるとともに、青梅市国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成 1 0 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「および」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「および子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改め、同条第 3 項中「属

する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.25」を「100分の6.37」に改める。

第4条中「33,000円」を「34,400円」に改める。

第5条中「100分の2.07」を「100分の2.17」に改める。

第6条中「12,000円」を「12,700円」に改める。

第7条中「100分の1.95」を「100分の2.03」に改める。

第8条中「13,100円」を「13,800円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,926円とする。

（18歳以上被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について88円とする。

第20条第1項中「66万円」を「67万円」に、「および」を「、」に改め、「17万円）」の次に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支

援納付金課税額からエおよびオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「23,100円」を「24,080円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,890円」に改め、同号ウ中「9,170円」を「9,660円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,349円

オ 18歳以上被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 62円

第20条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「16,500円」を「17,200円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,350円」に改め、同号ウ中「6,550円」を「6,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 963円

オ 18歳以上被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 44円

第20条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同項第3号ア中「6,600円」を「6,880円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,540円」に改め、同号ウ中「2,620円」を「2,760円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 386円

オ 18歳以上被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18円

第20条第2項第1号ア中「4,950円」を「5,160円」に改め、

同号イ中「8, 250円」を「8, 600円」に改め、同号ウ中「13, 200円」を「13, 760円」に改め、同号エ中「16, 500円」を「17, 200円」に改め、同項第2号ア中「1, 800円」を「1, 905円」に改め、同号イ中「3, 000円」を「3, 175円」に改め、同号ウ中「4, 800円」を「5, 080円」に改め、同号エ中「6, 000円」を「6, 350円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 289円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 482円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 770円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 963円

第20条第3項中「および」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の

産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項または前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第3項、第4項および第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第3項および第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（この条例の失効等）

- 3 この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第 号。次項において「改正令」という。）が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 4 この条例は、前項の場合を除き、改正令による改正後の政令の規定する内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なるときは、廃止するものとする。